

報告第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 1 月 16 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第 18 号

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年おいらせ町条例第 35 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 28 年 12 月 28 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

処分理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子に含まれる者を定めるため専決処分するものである。

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成１８年おいらせ町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第２条の２を第２条の３とし、第２条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める者）

第２条の２ 育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第１項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に同条第２項に規定する養育里親として同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている者とする。

第３条第１号中「、若しくは」を「、又は」に、「失い、又は第５条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された」を「失った」に、「若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認」を「又は出産」に改め、同条中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第５条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が死亡し、若しくは養子縁組等により職員と別居することとなり、又は当該子について民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除されたこと。

第１０条第１号中「、若しくは」を「、又は」に、「失い、又は第１３条第１号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された」を「失った」に、「若しくは出産に係る子若しくは

同号に規定する承認」を「又は出産」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第 13 条第 1 号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が死亡し、若しくは養子縁組等により職員と別居することとなり、又は当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたこと。

第 20 条第 2 項中「の育児時間」の次に「又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の介護時間」を、「当該育児時間」の次に「及び当該介護時間の時間」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。